

都道府県が運営する制度に係るオフセット・クレジット（J-VER）制度

プログラム認証基準に沿った審査要領（案）

本審査要領は、都道府県が実施する制度のプログラム認証を行うに当たり、当該制度がオフセット・クレジット（J-VER）制度（以下、「J-VER 制度」という。）と整合しており、当該制度により認められる排出削減・吸収量が J-VER 制度と同水準であることを審査するための手続及び基準を定めるものである。

1. 応募資格

- ・ 都道府県であって、J-VER 制度と整合していると認められる「プログラム」を既に実施または実施予定でること。
- ・ プログラムにおける個別プロジェクトの審査・認証にあたって中立性を保つことが可能であること。

2. 審査の流れ

基本的には、以下のステップで審査を行う。

- ① 申請書及び添付書類の受理
- ② 事務局による書類審査
- ③ 報告書の作成
- ④ 認証運営委員会による審査・プログラム認証登録

(①申請書及び添付書類の受理)

- ・ 所定の様式に従って公式な権限を持つ申請機関・組織の代表者が署名・捺印した申請書・添付書類を提出。
- ・ 申請書及び添付書類を確認し、不備ないことを確認した時点で受理の連絡。

(②事務局による書類審査)

- ・ 申請書及び添付書類の内容について、必要に応じて申請者に電話で内容確認。
- ・ 環境省が別途定める「オフセット・クレジット（J-VER）制度におけるプログラム認証基準」の要求事項を満たしているかについて事務局による書類審査を実施する。
- ・ 書類審査でプログラム認証基準を満たしうる状況であるかを確認。

(③報告書の作成)

- ・ 事務局は、申請者から提出された回答を基に、必要に応じて電話等によるフォローアップ審査を実施し、報告書を作成。

(④J-VER 認証運営委員会による審査・プログラム認証登録)

- ・ J-VER 認証運営委員会（以下、「認証運営委員会」という。）において事務局による事前審査の結果を報告し、プログラムの登録の可否について審議する。なお、審議にあたっては、プログラムの内容及び体制について詳しく説明できるように必要に応じて申請者も同席することが可能。

3. 受付時期と提出書類等

- ・ 受付時期については、事務局が別途定める。
 - ・ なお、申請にあたっては、下記の申請書及び添付書類を提出すること。
- 申請書（申請者名・担当者・連絡先、プログラムの概要、申請分野（森林、バイオマス、その他排出削減プロジェクト））
 - プログラムの実施要綱、ガイドライン、提出書類等
 - ・ 実施要綱（エネルギー削減、自然エネルギー発電、森林吸収証書等とのダブルカウント防止の事項を含む）
 - ・ ポジティブリスト ※J-VER 制度のものに追加事項あれば明記
 - ・ 方法論
 - ・ モニタリングガイドライン
 - ・ 検証ガイドライン
 - ・ 申請書・約款・誓約書等
 - 審査委員会（認証委員会）設置要綱、委員会名簿
 - バリデーション規定・文書等
 - ・ バリデーション手順書

4. 更新及び認証期間中の手続

- ・ プログラム認証の期限及び更新手続は、プログラム認証基準による。
- ・ プログラムの実施に当たってのプログラム認証基準への適合性については、運営主体の責任により行われるものであり、認証運営委員会又は事務局が定期的な確認を行うものではないが、プログラムがプログラム認証基準に合致していないと認められる場合には、認証運営委員会はプログラム認証を取り消すことができる。

以 上